	選供	婚	;	届	受耳		·和 4	丰	月	日	発	送	令和	年	月	目
	四正	/ F		/Ш	-	第			号	÷						
	令和	年	月	日 届出		寸 令 第	·和 4	丰	月号	日					-	長印
				長 殿	書類	調査	戸籍記載	記載		調 虿	上 票	附	票	住民票	通	知
	(よ み	か た)	夫						妻				,			
(1)	氏	名		氏			名				氏		1	3	名	
	生 年	月 日			年	月		日					年	月		日
	住 所					 番地								番地		
	(住民登録をじいるところ	をして)				番	号	<u>.</u> 						番	号	<u>.</u>
	(1,95-7)		世帯主 の氏名 世帯主 の氏名													
	本 籍 (外国人のときは 国籍だけを書い てください														番地 番	
(2)			************************************											1	趙	
	父母の氏名柄 (他の他の他の他に 書いてください)		夫の父				続き	柄	妻の父				続き		き柄	
						男			<u>D</u> .						女	
(3) (4)	離婚の		□協記 □調1 □審			月 日確定 [□ 和解 年 □ 請求の認諾 年 □ 判決 年				月 月 月	月 日認諾		
	婚姻前の氏に □夫 は □もとの戸籍にもどる □妻 は □新しい戸籍をつくる									/						
	もどる者	の本籍								番地 筆頭者 番 の氏名						
(5)	未成年0 氏	未成年の子の 夫が親権 そ行う子								妻が親権 を行う子						
(6) (7)	同居の	期間		年 (同居を始め)		月 から			(別月			年 月 居したとき)		月	まで	
(8)	別居する住	る前の所	THAT CARVICE CI						(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		番番		<u>.</u>			
(9)	別居する	 所 □ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 □ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 □ 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人まての世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) □ 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の 														
	仕事と		■ 1. 3 にめてはよりない市内勤力有世市及び芸性団体の投資の世帯(ロペ または1 千木両の矢点の 雇用者は5)										(///31>			
(10)	夫妻の	職業	(国勢	(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日						でに届)職業		すると	きだけ	書いてくた	ごさい)	
	その他								1							
	届 出 署 名	人 押 印	夫					印	妻							印
	事件簿	番 号							-							

法制審議会家族法制部会 参考資料

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

本籍地でない市区町村役場に提出するときは、2通または3通提出してください(市区町村役場が相当と認めたときは、

1通で足りることもあります。)。また、そのさい戸籍謄本1通もあわせて提出してください。

そのほかに必要なもの 調停離婚のとき→調停調書の謄本

審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書

和解離婚のとき→和解調書の謄本

認諾離婚のとき→認諾調書の謄本

			判決離婚のとき	→判決書の	謄本と確定	定証明書				
			証	人	(協	議離婚のと	きだけ必要です)			
署 押		名 印				印				印
生	年 月	日		年	月	В		年	月 ————	日
住		所			番地	号			番地 番	号
本		籍			 番地 番				 番地 番	
今後も に別 <i>の</i> 同居を	離婚の際 届書を提 始めたと	に称し出する。	必要があります。) 月は、結婚式をあ	場合には、 。 がた年月ま	左の欄にはたは同居	は何も記載を始めた年	しないでください 月のうち早いほう 生労働省所管) に	を書いて	ください。)離婚届と
す。 ・未) [この場合に成年の子が	は、子 いる場っ につい	の利益を最も優先し 合は、次の□のあっ て取決めをしている	して考えなけ てはまるもの	ればならな	いこととさ つけてくだ 面会交 継続的		れて暮らし り, 一緒に	ている親がう	子と定期的,
			ない子(未成年の子 ついて取決めをして		せん)がいる		D□のあてはまるも : 経済的に自立して			

このチェック欄についての法務省の解説動画

| 必要な経費, 教育費, 医療費など。

による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。 面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームペー ジ内にも掲載しています。

〇 法務省 離婚

□まだ決めていない。



取決め方法:(□公正証書 □それ以外)

法務省作成のパンフレット



日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を 無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。

【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp